

茂原市障害者活躍推進計画

1. 基本事項																							
機関名	茂原市役所																						
任命権者	茂原市長 茂原市教育委員会 茂原市議会議長 茂原市選挙管理委員会 茂原市代表監査委員 茂原市農業委員会																						
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）																						
茂原市における障害者雇用に関する課題	<p>本市では、市長部局及び教育委員会の障害者雇用率は法定雇用率を上回っているが、令和8年7月に法定雇用率の引上げが予定されていることから、様々な任用形態において障害のある人の採用を実施していくとともに、採用後においても、障害のある職員がその能力を活かし活躍できるよう、障害特性に関する職員の理解と職場環境の整備を推進していく必要がある。</p> <p>（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局</td> <td style="text-align: center;">3.16%</td> <td style="text-align: center;">3.12%</td> <td style="text-align: center;">3.59%</td> </tr> <tr> <td>（法定雇用率）</td> <td style="text-align: center;">2.80%</td> <td style="text-align: center;">2.80%</td> <td style="text-align: center;">2.60%</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td style="text-align: center;">3.26%</td> <td style="text-align: center;">2.78%</td> <td style="text-align: center;">2.09%</td> </tr> <tr> <td>（法定雇用率）</td> <td style="text-align: center;">2.70%</td> <td style="text-align: center;">2.70%</td> <td style="text-align: center;">2.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法定雇用数は概ね「職員数×法定雇用率」で計算し、小数点以下を切り捨てるため、実雇用率が法定雇用率を下回っても不足人数なしとなる場合がある。</p>				令和7年度	令和6年度	令和5年度	市長部局	3.16%	3.12%	3.59%	（法定雇用率）	2.80%	2.80%	2.60%	教育委員会	3.26%	2.78%	2.09%	（法定雇用率）	2.70%	2.70%	2.50%
	令和7年度	令和6年度	令和5年度																				
市長部局	3.16%	3.12%	3.59%																				
（法定雇用率）	2.80%	2.80%	2.60%																				
教育委員会	3.26%	2.78%	2.09%																				
（法定雇用率）	2.70%	2.70%	2.50%																				
2. 目標																							
①採用に関する目標	<p>○各年度6月1日時点の法定雇用率を満たす人数を雇用すること。</p> <p style="text-align: center;">※令和8年7月に法定雇用率が引上げ予定（2.8%→3.0%）</p> <p>（評価方法）障害者雇用推進担当者が、毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>																						
②定着に関する目標	<p>○不本意な退職者を極力生じさせないこと。</p> <p>（評価方法）障害者雇用推進担当者が、毎年の任免状況通報時に、人事記録等により把握を行う。</p>																						
③その他の目標	○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。																						
3. 取組内容																							
（1）障害者の活躍を推進する体制整備																							
①組織面	○障害者雇用推進者として、総合企画部職員課長（市長部局）、を選任する。																						

	<p>○障害者職業生活相談員を市長部局内で選任する。</p> <p>○計画期間内に、障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員・当該職員の所属部署の職員・庁舎管理担当課の職員・保健師等からなるサポート体制を整備し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で情報を共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため定期的に更新を行う。</p>
②人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）について、障害者職業生活相談員資格認定講習や、障害者の就労に関する研修、セミナー等を受講し、必要な知識の習得に努める。</p>
(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定や創出について検討する。</p> <p>○体調の変化等により業務遂行が困難となった場合には、状況を把握し、負担なく遂行できる職務の選定や創出に努める。</p>
(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職場環境	<p>○障害特性に配慮した環境整備（スロープ、駐車場等）を図る。</p> <p>○就労支援機器の導入など、障害のある職員からの要望を踏まえ、職場において過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
②募集・採用	<p>○募集・採用にあたっては、特定の障害に限定する、自力通勤や介助者なしでの業務遂行を条件とする、就労支援機関の支援を条件とする等の不適切な取扱いを行わない。</p> <p>○採用試験の実施にあたっては、障害者からの要望を踏まえ、試験問題の拡大、支援機器の準備や持ち込み許可など、障害の特性に配慮した選考方法の工夫に努める。</p>
③働き方	<p>○年次有給休暇や病気休暇など、各種休暇の利用を促進する。</p>
④キャリア形成	<p>○職員本人の希望等も踏まえ、各種研修等の受講を通じて実務能力の向上や専門知識の習得を図る。</p>
⑤その他の人事管理	<p>○必要に応じて面談等を実施し、勤務状況の把握や体調への配慮を行う。</p>